

第3次呉市市民協働推進基本計画の概要

第1章 計画の趣旨、位置付け等

1 計画策定の趣旨

- 平成15年3月に制定した呉市市民協働推進条例（以下「条例」という。）に基づき、平成16年3月に「呉市市民協働推進基本計画」を、平成21年3月に「第2次呉市市民協働推進基本計画」を策定し、市を挙げて市民協働を推進
- 人口減少・少子高齢化や行財政改革・地方分権改革の進展など、呉市の市民協働を取り巻く背景が大きく変化していることから、市民協働を支える多様な主体の意向や時代のニーズを踏まえ、平成26年度からの新たな計画を策定

2 計画の位置付け及び計画期間

- 本計画は、条例第10条第1項の規定に基づき策定する市民協働の推進に関する基本計画
- 計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間

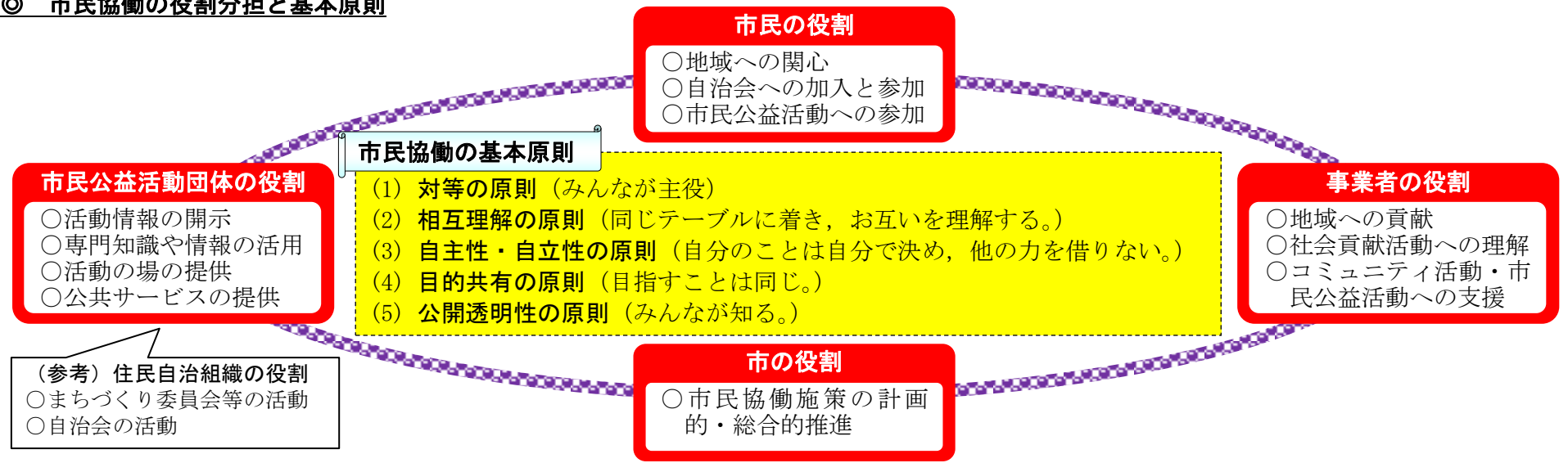
第2章 市民協働の理念と原則

◎ 市民協働の概念、社会的意義

市民協働：不特定かつ多数の者の利益の増進を図ることを目的として、市民、市民公益活動団体、事業者等及び市がその自主的な行動の下に、お互い良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組むこと。



◎ 市民協働の役割分担と基本原則

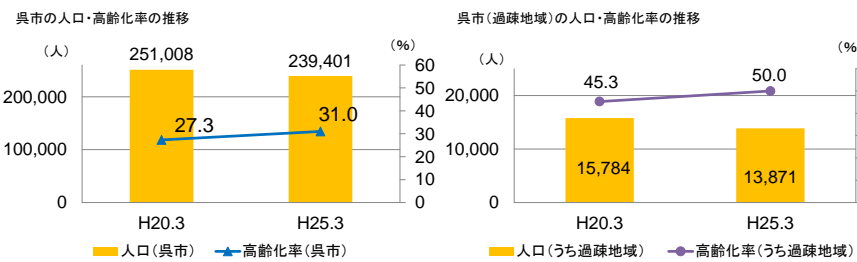


第3章 呉市の市民協働を取り巻く背景

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

- 直近5年間の人口減少率：▲4.6%（約1.1万人減少）
- 直近5年間の高齢化率：3.7ポイント増
→ 過疎地域では、人口▲12.1%、高齢化率4.7ポイント増



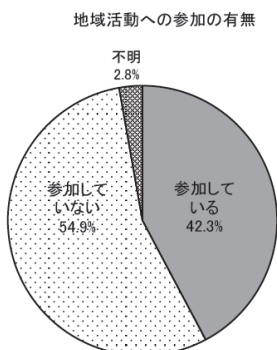
(2) 行財政改革・地方分権改革の進展

- 地方分権改革が進展する中、今後も、市民生活に必要な行政サービスを安定的に供給するとともに、持続可能な行政を確立していくため、積極的な行財政改革を推進

2 市民協働に対する市民・職員の意識

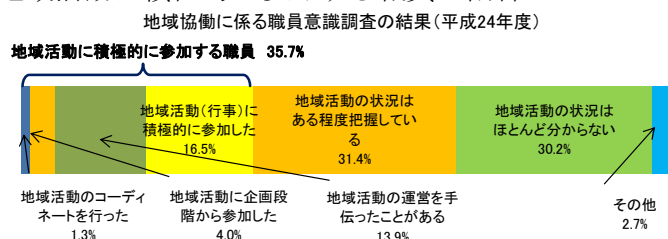
(1) 市民意識調査（H21）

- 地域活動に参加している市民の割合：42.3%
- 今後参加してみたい地域活動
 - ① ボランティア活動：24.7%
 - ② 自治会：11.8%
 - ③ 老人会：10.6%



(2) 職員意識調査（H24）

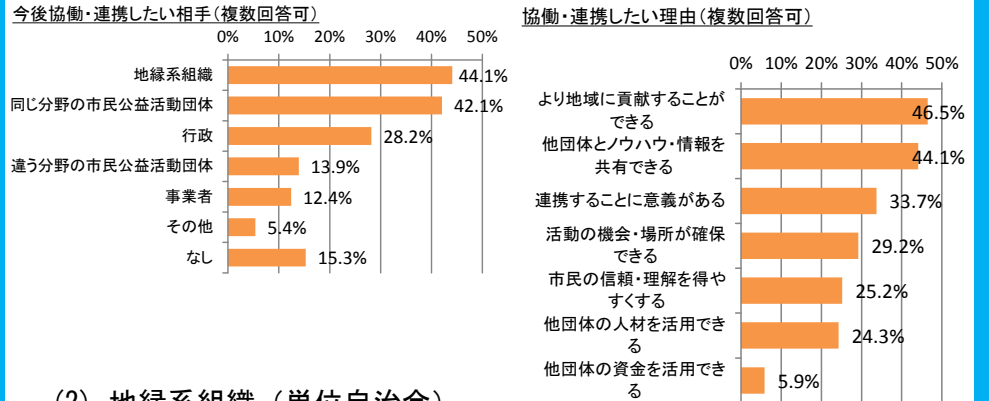
- 地域活動に積極的に参加する職員の割合：35.7%



3 市民公益活動団体アンケート（H25）

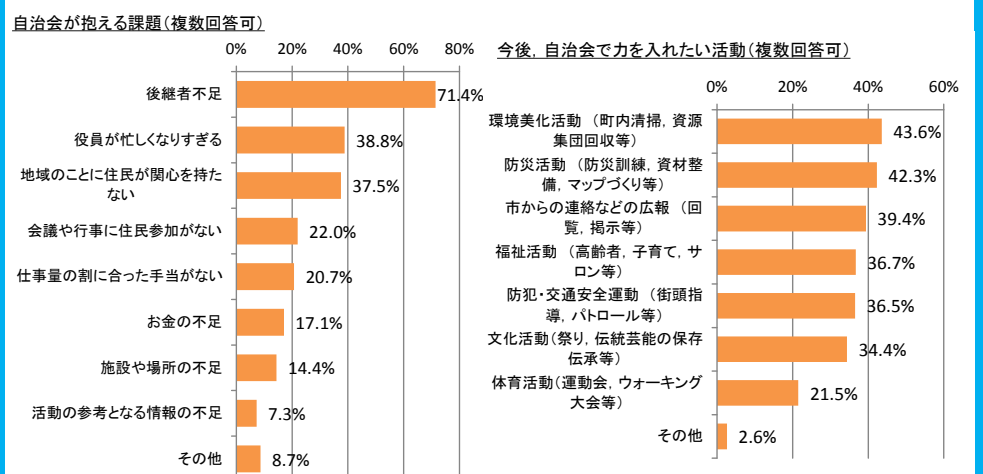
(1) ボランティア・NPO団体（市民公益活動登録団体）

- 主な活動分野：①子育て、子どもの健全育成 ②高齢者支援
- 活動する上での課題：①人材 ②資金
- 今後協働・連携したい相手：
 - ① 地縁系組織
 - ② 同じ分野の市民公益活動団体
- 協働・連携したい理由：
 - ① より地域に貢献することができる
 - ② 他団体とノウハウ・情報を共有することができる



(2) 地縁系組織（単位自治会）

- 自治会長の年齢：半数強が70歳代以上、9割以上が60歳代以上
- 自治会が抱える課題：①後継者不足 ②役員が多忙化
- 今後、自治会で力を入れたい活動
 - ① 環境美化活動
 - ② 防災活動
 - ③ 広報活動



4 第2次呉市市民協働推進基本計画の成果と課題

施策目標	成果	課題と対応策
【1】推進体制の仕組みづくり		
基本目標1 行政内部の体制整備を行います。市職員の市民協働への理解を深めます。 地区別職員名簿の作成，市民協働担当職員の配置，呉市市民協働推進連絡調整会議，呉市市民協働推進委員会（附属機関）		
○ 個々の職員に対する啓発，情報提供 → 市民協働に対する基本的な理解の浸透，地域協働に関わる職員の増加	○ 地域活動に「積極的に」参加している職員の減少 → 二歩目・三歩目を踏み出すことができるようなサポート体制の構築	
○ 市民まち普請事業の採択審査 → 各部の立場からの意見を述べ合うなど，全庁的な協働推進体制の整備		
基本目標2 地縁型組織の体制整備を支援します。 地域まちづくり計画策定支援，自治会への加入促進		
○ 28地域でまちづくり計画が策定 → 協働によるまちづくりの意識の醸成	○ 自治会加入率の低下 → 自治会の意義や地域活動の楽しさなどについて更なる周知	
【2】情報の共有化		
基本目標1 市民公益活動団体の活動の活発化を図るため，情報発信などを支援します。積極的に行政情報を提供します。 市民協働に関するホームページの充実，呉ボランティア情報紙の発行，出前トーク，市長と「絆」トーク（市長と語ろう），市民活動団体間の情報交流推進		
○ ホームページやボランティア情報紙を通じた継続的な情報提供 → 市民公益活動団体の主体性・積極性の向上	○ イベント以外の場での団体間交流や地縁系団体との協働の不足 → 様々な団体をマッチングさせる仕掛けの構築	
○ 市政に対する市民との意見交換 → 市の考えの共有，地域と行政との協働事例の広報		
基本目標2 市の行政運営に市民の声が十分届く仕組みを整備します。 パブリックコメント制度の推進，市長への便り		
○ 幅広い意見募集 → 庁内での議論，市政運営への反映	○ 市民公益活動を活発に行っていく上で必要な市政情報を得やすい環境の不足 → 環境整備	
【3】活動拠点の整備		
基本目標 市民公益活動の拠点を確保します。 くれ市民協働センターの充実，公民館施設の提供，市民センター等フリースペースの提供，自治会館・集会所の整備		
○ 市民公益活動団体との協働により，くれ市民協働センターなどの公共施設を市民公益活動の拠点として活用 → 特色ある活動が数多く展開	○ くれ市民協働センターが広地区にあるため，地域協働課や庁内各課との連携が不足 → 新庁舎内への拠点設置	
	○ 公民館と地域のまちづくり活動との連携の不足 → 講座受講生などノウハウを持った地域の方を担い手として活用することができるような仕掛けの構築	
【4】人材の育成・啓発		
基本目標 市民公益活動団体の人材育成・人材発掘を支援します。市民協働に関する啓発を行います。 まちづくりサポーター制度，ボランティア活動人材バンクの創設，「きらりすと」登録者制度，総合的な学習の時間等による児童・生徒の地域活動への参画（小学校・中学校），人材育成・研修（くれ市民協働センター）の実施		
○ 学生や市民向けのまちづくり講座の開催 → 市民公益活動を担う人材の育成を支援	○ まちづくりに興味を持つ方々が実際の活動の場に参加するきっかけの不足 → 新たな人材を市民公益活動の場に呼び込む仕掛けの構築	
○ 小中学校での地域を学ぶ学習活動の展開 → 若い世代への啓発の推進	○ 島しょ部を中心とした高齢化の進展 → 新たな視点・感覚を持った人材の受入れ検討	
【5】財政的支援		
基本目標 市民公益活動を財政的に支援します。 呉市市民公益活動支援基金，呉市災害ボランティア支援基金，ゆめづくり地域交付金制度，くれ協働事業提案助成（まちづくり活動企画助成），市民公益活動団体に対する公共施設使用料の減免，市民公益活動保険制度		
○ 用途の定めのない交付金の交付 → 多くの地域住民が参加することができるにぎわいづくりの企画・実施を促進	○ 自主的で自立した地域活動の推進に積極的なまちづくり委員会等に対する交付金制度の構築	
○ 市民公益活動団体と市による協働事業の実施 → 行政の手が届かない領域に係る公共サービスの提供	○ 地域向けの様々な目的別補助金について，取組の一元化や事務の簡素化を念頭に置いた整理統合の検討	
	○ 任意団体から法人への移行など，意欲的な市民公益活動団体への支援の充実に向けての検討	
【6】協働事業の実践		
基本目標 市民公益活動団体等と行政との協働事業を実施します。		
○ 様々な公共サービスへの協働手法導入 → 公共サービスの質の向上	○ 協働手法の導入を更に進め，よりよい公共サービスの提供に向けた取組	

【第2次呉市市民協働推進基本計画の成果目標の達成状況】

1 市民公益活動の活発化

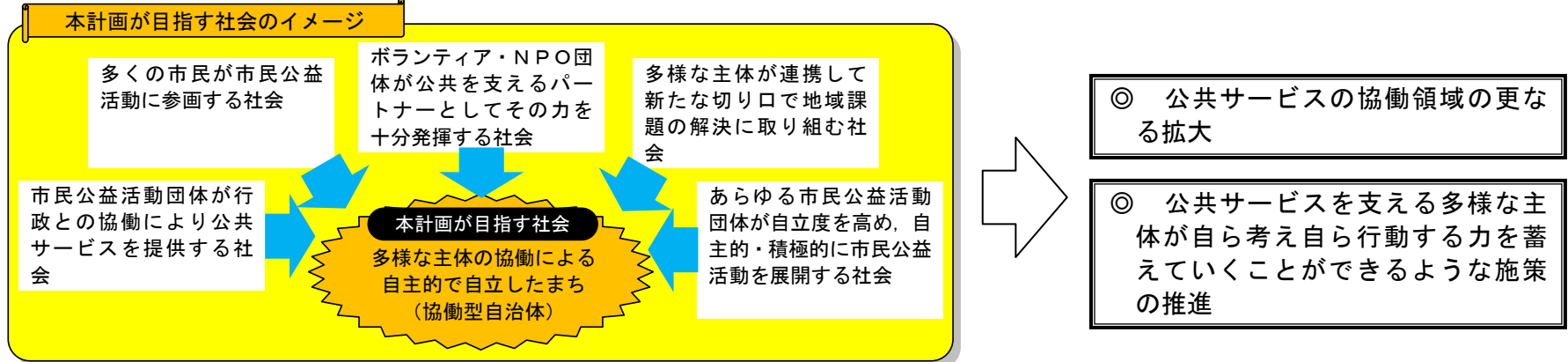
指標名	目標	H24末
呉市市民公益活動団体登録数	300 団体	318 団体
市内の特定非営利活動法人（NPO法人）数	40 法人	55 法人
自立した（地域まちづくり計画を策定した）まちづくり委員会等の数	28 団体	28 団体

2 協働事業の拡大

指標名	目標	H24末
呉市の協働（協働手法導入）事業数 ※庁内の協働手法導入調査で集計	650 事業	837 事業

第4章 呉市の市民協働施策に係る今後の方向性

- (1) 市民公益活動団体が公共サービスを担うことができる体制づくり
→ 市民公益活動団体が行政との協働により公共サービスを提供する社会の実現
- (2) 市民一人一人のまちづくりへの当事者意識・参加意識の醸成
→ 多くの市民が市民公益活動に参加する社会の実現
- (3) ボランティア・NPO団体の情報発信、団体・人材の育成、交流の場づくり
→ ボランティア・NPO団体が公共を支えるパートナーとしてその力を十分発揮する社会の実現
- (4) 市民協働のまちづくりを支える活動主体（市民、市民公益活動団体、事業者、市）を連携させる仕組みづくり
→ 多様な主体が連携して、新たな切り口で地域課題の解決に取り組む社会の実現
- (5) 市民公益活動を行う拠点の更なる充実
→ あらゆる市民公益活動団体が自立度を高め、自主的・積極的に市民公益活動を展開する社会の実現



第5章 市民協働推進に係る具体的方策

1 拡大する公共サービス領域を担う活動主体の基盤強化支援

- (1) 市民公益活動を担う人材の育成
 - ゆめづくりフォローアップ事業
 - テーマ別合同研修
 - 市民協働センター人材育成講座
 - まちづくりサポーター制度
 - きらりすと登録制度
 - まちづくりセンター人材活用
- (2) 市民公益活動の推進に向けての財政的支援
 - ゆめづくり地域交付金
 - 市民公益活動支援基金の運用
 - 災害ボランティア支援基金の運用
 - 市民公益活動保険への加入
 - 市民公益活動登録団体に係る公共施設使用料の減免
 - 地域への各種補助金の統合
- (3) 市民公益活動の推進に向けての拠点機能強化
 - 新庁舎への市民協働スペース設置
 - まちづくりセンターの活用
 - 市民ゆめ創造事業（拠点機能整備事業）

2 市民公益活動への参加・協働機会の拡充

- (1) 多様な媒体を使った情報発信・啓発
 - 新庁舎へのまちづくり情報コーナーの設置
 - 市政情報の発信
 - ホームページ等を活用した市民公益活動団体の活動状況の定期的な発信
 - ボランティア情報紙等を活用したイベント・ボランティア募集情報の発信
 - 小学生向け市民協働教室の実施
- (2) 交流・連携の場の確保
 - 市民協働フェスタの開催
 - ゆめづくり協働ミニフェスタの開催
 - 市民活動メッセの開催
- (3) 更に一歩踏み出す方へのサポートの充実
 - 市民協働ハンドブックの作成
 - 地域デビュー応援講座の開催
 - 自治会活動の手引の作成
 - 自治会への加入促進

3 市のサポート体制の更なる充実

- 市民公務員の育成
- 地域おこし協力隊の活用
- 市民意見の市政への反映

4 協働事業の実践

- (1) 市民生活分野
 - 地域協働公共施設整備交付制度
 - 呉市防災リーダーの育成
 - 自主防災組織結成・育成支援
 - 国際交流フェスタの企画・運営支援
 - 呉地域オープンカレッジネットワーク事業
- (2) 福祉・保健分野
 - 民生委員協力員制度
 - 要援護高齢者等見守り支援事業
 - 子育て「ほっと・あんしん」推進事業
 - 地域に根ざす健康づくり事業
- (3) 教育分野
 - 成人の日記念式典の地域開催
 - 児童・生徒の地域活動への参画の推進
 - 読書週間行事・えほんかい・くれ絵本カーニバル
- (4) 環境分野
 - 出前環境講座の実施
 - 地球環境美化推進事業
- (5) 産業分野
 - 中心市街地活性化事業
 - 観光ボランティア活動支援事業
 - 観光サービス業従事者活動支援事業
 - 農地水環境保全対策事業
- (6) 都市基盤分野
 - 地域主導型交通サービス支援事業
 - ふれあい花壇推進事業
 - 空き家等の適正管理の推進
 - 「清掃の匠」支援事業

【第3次呉市市民協働推進基本計画の成果目標】

指標名	現 状	平成30年度末の目標
まちづくりセンター講座の地域還元率（地域活動や地域の人材育成への協力） ※現状の数値は、公民館講座の地域還元率	48.6%（H24）	70%
市民公益活動団体と協働・連携した活動を行っている自治会の割合	18.6%（H25）	40%
地域活動に積極的に参加する職員の割合	35.7%（H24）	60%